

令和7年4月

保護者の皆様

王寺町立王寺北義務教育学校

校長 荒木 篤人

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

災害給付制度への加入について

陽春の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本校では学校の管理下における不慮の災害や事故に備えて、日本スポーツ振興センター（以下、センター）と災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害や事故に遭った場合、また、学校生活の中で負ったけがについて、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。給付の範囲等、制度の詳細については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター『災害共済給付制度』のお知らせ」をご覧ください。

注）選定医療費（紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合にかかる療養費）は、給付の対象外です。

【スポーツ振興センター任意加入についてのお願い】

加入は任意となっていますが、学校での不慮の災害や事故に備えるため、すべての児童生徒の加入を保護者の同意の下で、お願いいたしております。保護者の皆様には、この趣旨をご理解いただき、年額の掛金のうち保護者負担額について、ご負担いただきますようお願いいたします。加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっていますので、併せてご了承いただきますようお願い申し上げます。この件に関し何か不都合がございましたらご連絡ください。

※ 公費負担制度は使わないでください

学校管理下で災害、事故等に遭われた場合、王寺町の公費負担医療制度（子ども医療制度、ひとり親医療制度、障害者医療制度、乳幼児医療制度）を使用せずに、日本スポーツ振興センターへの申請のみとさせていただきます。公費負担制度の使用はできませんので、ご理解ください。

ただし、万が一、公費負担医療制度を使用された場合は、その旨を学校担当者に必ずお伝え下さい。この場合、医療費の給付額は、公費負担医療制度を併用した場合とこの度の日本スポーツ振興センターからの給付のみの場合と同額が保護者に給付されます。不明な点がございましたら、教育委員会にお問い合わせください。

注）医療機関での保護者負担額が1500円（500点）未満の場合は、日本スポーツ振興センターの給付を受けることができませんので、王寺町の公費負担医療制度をご使用ください。

<公費負担医療制度>

「子ども医療制度（H25年10月より開始・15歳までの子どもに適用）」・「ひとり親医療制度」・「障害者医療制度」・「乳幼児医療制度」で、1ヶ月毎を基準として、1つの病院毎に500円を差し引いた金額が後日、王寺町から口座に振り込まれる制度です。